

改憲される 憲法改正のための「国民投票法」!

戦後 75 年 1 度も改正されなかった「日本国憲法」を



『現実には適合しないから改正せよ』との声が国民の多数から
上がっていない!にも拘わらず!改正しようとする菅政権!

- ★国民投票法案は、憲法「改正」のための国民投票のやり方を定める法律です。憲法改正に必要な手続は、大まかに言えば、日本国憲法 96 条に「憲法改正のためには、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案し「国民投票による過半数の賛成を必要とする」と記されています。
- ★今回の改正案では、投票率を上げるため七項目(裏面に記載)が改正されたが最重要課題は「有権者による最低投票率を定めていない」ことです。

※なぜなら、国民のほんの「一部の投票でも改憲が成立してしまう」からです
例えば、国民投票の投票率が 30%だった場合、その内 70%の賛成を得たとしても国民の (0.3×0.7) で 20%が改憲案を認めたにすぎないのです。
それでは「国民の信任を得た」と言えません。

危険な「重要土地等調査及び利用規制法」



米軍基地や自衛隊基地・駐屯地(650ヶ所もある)の周辺 1 km域内に住んでいるだけで、土地や建物の所有者や賃借人などを政府が日常的に監視・調査し、調査の結果、「重要施設(「生活関連施設※」も含まれている)」などの「機能を阻害する」とか「阻害の明らかな恐れ」があると判断されれば、土地、建物の利用中止を政府は勧告・命令でき、従わなければ懲役を含む刑事罰を科されます。

問題なのは「機能を阻害する」とは何か?具体的中身が書かれていないのです。

「重要インフラ」と言いながら監視対象になるのは軍事関係だけではありません

※重要施設の一例を前述の「生活関連施設」に注目してみましょう!

これは発電所、変電所、ガスタンクやガスを精製する工場、水道事業のための取水・貯水、上水のための施設や配水池、鉄道や路面電車などの駅、NHKや国内放送を行う放送局の無線施設、ダムなどの施設など私たちの生活環境すべてで、その周辺 1 kmが監視対象になるということです。

★「安全保障」を口実とする国民・市民の憲法上の権利の侵害・剥奪です!

これは、まさに「新たな治安維持法」や戦前の「土地収用法」ともいうべき危険な法律です!

「オリンピックは中止すべきです」
これだけオリンピック開催に対する反対・疑問・不支持があっても、何が何でも開催に突き進んでいる政府・東京都・〇〇・〇〇。既成事実を積み重ね、もう後戻りできない状況を作り出そうとしている、九条の会の吉田氏も「まるで戦争の泥沼化と同じ状況」と表しました。しかし私は、これこそ戦前、国に何もかもまかせてしまった国民の意識と重なります。今声をあげるべきは国民です。「オリンピックを止めることができるのは今や日本国民しかいない」という考えます。誰も責任をとらない日本。ならば国民が自分なりの責任を果たすべきでしょう。こうして小さな意思表示をすることです。

(投稿文)



長良・岩野田 九条の会だより

No.170

2021 年

6 月号

事務局連絡先: 林

090-6769-9809



コロナ感染が拡大しています。誠に残念ながら六月に予定していましたが「憲法力フェ」の開催を延期しました。皆さま、ワクチン接種・感染防止対策の徹底などご自愛ください。

コロナ禍の日々、その舞台裏でトンデモナイ法案を次々と通しています。
 「コロナ禍の火事場ドロボウのようなことを私たちは許さない」と
 5月31日号の「ツネじい通信」で訴えています！ まさに、そのとおりです！
 インターネットでも「火事場ドロボウ」という非難の声が続出しています。



～「国民の管理・統治」に関する法案の成立に奔走している！安倍政権～菅政権

「秘密保護法案（2013年12月）」
 「安全保障関連法案（2015年9月）」
 「共謀罪法（2017年6月）」



今年（2021年）になって
 「デジタル監視法案」（4月）
 「国民投票法案」（5月）
 「重要土地利用規制法案」（6月）

戦争できる国
 づくり政策！？
 が続々・・・

今年、出された「法案の概略」

国民一括統治のための「デジタル監視法案」

- ・デジタル社会形成基本法案
- ・デジタル庁設置法案
- ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案
- ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案
- ・預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案
- ・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

★実際の中身は

- ① IT 国家基本戦略の見直し
- ②行政を横串して権限を集中させるデジタル庁の設置
- ③個人情報保護法制の全面改訂と一本化
- ④国と地方の個人情報保護制度の標準化
- ⑤マイナンバー制度の整備強化

憲法改定のための「国民投票法案」

- ・投票権者は18才以上の日本国民
- ・改正原案は衆議院100名以上、参議院50名以上の議員の賛成で国会に提出できる
- ・各院に憲法審査会を設置し、原案を審査する
- ・国会発議後は60～180日の期間後に国民投票
- ・改正案ごとに一人一票の投票
- ・賛成または反対のどちらかに○をつける

★有効投票総数の過半数で改正は成立するのだが最低投票率を記載していない。

- ・CMは投票日の2週間前まで許す。

〈投票率を上げるための方策〉

- ・ショッピングセンターでも投票
- ・天気が理由でも期日前投票できる
- ・天災などで投票日の延期は5日後～2日後
- ・投票時間が変動できる（早朝・夜更けとか）
- ・18才未満なら子連れでも可能

安全保障のための「重要土地等調査及び利用規制法案」

- ・内閣総理大臣は「安全保障」の観点から自衛隊や米軍基地などの「重要施設」の敷地の周囲おおむね1000m（1km）の区域内及び国境離島等の区域を「注視区域」とできる（法案5条）
- ・「注視区域」にある「重要施設」の内、特に重要な施設や国境離島等の場合には「特別注視区域」に指定できる（法案12条）。内閣総理大臣は注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査や情報提供を自治体や関係者に求めることができる。
- ・「重要施設」の一内容である「生活関連施設」（法案2条2項3号）は「重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する」という要件により、殆どすべての地域が監視区域となる。
- ・法案8条では「関係者」にも情報提供が義務付けられ、違反者には30万円の罰金が科される（法案27条）
- ・「注視区域」や「特別注視区域」で重要施設や離島機能を阻害する行為と内閣総理大臣が判断した行為には禁止等を勧告、さらには禁止命令等を出すことができる（法案9条）
- ・命令に従わない場合には2年以下の懲役、200万円以下の罰金または併科する（法案25条）
- ・「特別注視区域」については土地売買の際には当事者の氏名や使用目的等の「届出」を義務化し、届出義務違反には6ヶ月以下の懲役又は100万円の罰金が科される（法案26条）